

未熟児養育医療給付申請手続きの御案内

◆ 未熟児養育医療給付制度について

未熟児養育医療給付制度は、出生体重が 2,000 グラム以下、または身体の機能が未発達のまま出生したため、指定養育医療機関への入院が必要であると認められた児童に対して、公的医療保険適用の医療（食事療養費標準負担額を含む）に係る自己負担分の費用を給付する制度です。（公的医療保険適用外の医療や差額ベッド代、おむつ代等は対象とはなりません）

1. 給付の対象となる方

川崎市在住の未熟児（出生から 1 歳の誕生日の前々日まで）で次のア、イいずれかの症状に当てはまり、指定養育医療機関での入院治療を受ける方が対象となります。

ア 出生時に体重が 2,000 グラム以下である

イ 生活力が特に薄弱で、次のいずれかの症状を示すもの

- (1) 一般的状態・・・・・・・・・・運動不安、痙攣がある。または運動が異常に少ない。
- (2) 体温・・・・・・・・・・体温が 34℃以下である。
- (3) 呼吸器・循環器系・・・・・・・・強度のチアノーゼが持続、もしくはチアノーゼ発作が繰り返すもの。
呼吸数が毎秒 50 を超えて増加の傾向にあるか、毎分 30 以下のもの。
出血傾向の強いもの。
- (4) 消化器系・・・・・・・・・・生後 24 時間以上排便がない。生後 48 時間以上嘔吐が継続している。
血性吐物、血便性がある。
- (5) 黄疸・・・・・・・・・・生後数時間以内に現れる、または異常に強い黄疸がある。

2. 申請に必要な書類

必要書類は各区役所地域みまもり支援センター児童家庭課での配布のほか、HP で公開しています。

必要書類	留意点等
☐ 養育医療給付（継続・変更）申請書	・保護者（申請者）は父母どちらでも構いません。 ・番号法に基づき、市民税の課税状況等を本市が確認するための同意書を兼ねています。
☐ 世帯調書 ※「3. 徴収金算定に必要な税関係書類について」を御確認ください。	・「児童の属する世帯構成」欄：対象児と同居する方全員分の記入が必要です。（対象児本人の記入は不要です） ・「世帯外扶養義務者」欄：同居はしていないが対象児を扶養している方を記入します。（単身赴任中の父母など） ・「1 月 1 日時点の住所」欄：どちらかに○をつけてください。
☐ 委任状（同意書）	徴収金（自己負担金）について、本来本市に納入していただく必要がありますが、委任状の提出をもって、小児医療費助成制度と相殺することが可能です。（手続き省略可能）
☐ 養育医療意見書	入院している指定養育機関の医師が記載します。 発行日から原則 1 か月以内に申請してください。

☐ 対象児の公的医療保険情報のわかるものの写し	・公的医療保険については、次のうち、いずれか１点以上御用意ください。また、郵送・オンラインで御申請される場合は、写しを添付してください。 ①マイナポータルからダウンロードした「公的医療保険の資格情報画面」 お子様のマイナンバーカードでマイナポータルにアクセスしていただき、「公的医療保険の資格情報画面」を御提示ください。 ※１ マイナ保険証は、マイナンバーカードを取得した後、マイナポータルにて御自身で保険情報を登録する必要があります。マイナンバーカードを取得しただけではマイナ保険証として使用できませんので、御注意ください。 ※２ 郵送・オンラインで申請される場合、お子様のマイナンバーカードでマイナポータルにアクセスしていただき、「公的医療保険の資格情報画面」をダウンロードして添付してください。 ②資格確認書 加入している保険から発行されたものを御用意ください。 ③有効な健康保険証 健康保険証については、経過措置期間として、令和７年１２月１日まで使用可能です。ただし、経過措置期間中に有効期間が到来した場合や転職・転居などで保険者の異動が生じた場合は失効しますので、御注意ください。 ・加入手続き中の場合は後日提出してください。
☐ 小児医療費助成制度医療証の写し、又はひとり親家庭等医療費助成制度医療証の写し	加入手続き中の場合は後日提出してください。また、郵送・オンラインで御申請される場合は、写しを添付してください。
☐ 申請者のマイナンバーが確認できる書類	なりすましによる申請を防ぐ等の措置となっています。

3. 徴収金算定に必要な税関係書類等について

未熟児養育医療給付にかかる徴収金の算定に当たり、次の①から③のいずれかに該当する場合は、税関係書類等の提出が必要です。なお、対象児の治療開始日により、提出する税関係書類の年度が変わるので御注意ください。

(例) 対象児の治療開始日が令和5年7月1日から令和6年6月30日の場合

⇒令和5年度の税関係書類が必要です(令和5年1月1日時点の所在地の書類)

(例) 対象児の治療開始日が令和6年7月1日から令和7年6月30日の場合

⇒令和6年度の税関係書類が必要です(令和6年1月1日時点の所在地の書類)

対象の方	必要書類
①生活保護受給世帯の方	生活保護受給証明書
②中国残留邦人等の支援給付世帯の方	支援決定されていることを証明する本人確認書の写し
③マイナンバー等を活用した市民税情報の照会に同意がない場合	課税(非課税)証明書

※海外勤務等やむを得ない理由で税関係書類が提出できない方については、上記の(例)で該当する年の1月から12月までの年収を証明する勤務先発行の給与明細等を提出してください。

4. マイナンバー制度に伴う申請者の本人(身元)確認について

申請者(保護者)の記載するマイナンバーに誤りがないこと、また、なりすまし等による申請を防ぐため、次のマイナンバー及び本人(身元)確認が出来る書類の提示に御協力ください。なお、マイナンバーの記載がない場合でも申請はできますが、3の税関係書類等の提出が必要な場合があります。

○申請者のマイナンバー及び本人(身元)確認ができる書類

(1) マイナンバーカード確認書類

個人番号カード、通知カード、マイナンバー記載の住民票

(2) 本人(身元)確認書類・・・①または②

① 個人番号カード、運転免許証、パスポートなど公的機関発行の顔写真付の証明書いずれか1つ

② 国民年金手帳、戸籍謄本、児童扶養手当証書などのいずれか2つ

5. 川崎市の指定養育医療機関

本市の指定養育医療機関は次のとおりです。未熟児養育医療給付は指定養育医療機関での入院治療が対象となります。

病院	所在地	電話(044)
川崎市立川崎病院	川崎区新川通12-1	233-5521
日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉1-383	733-5181
聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	977-8111

※川崎市外の医療機関で治療を受ける場合は、医療機関の所在地の自治体で養育医療機関の指定を受けているか御確認ください。

6. 徴収金（自己負担金）について

未熟児養育医療給付制度では、加入する公的医療保険が 8 割を負担し、自己負担分に相当する 2 割を川崎市が給付することで、医療機関窓口での支払いは発生しませんが、対象児の保護者の所得等に応じて、徴収金を川崎市に納入する必要があります。ただし、徴収金相当分については、本市の小児医療費助成制度の対象となり、0 歳児の自己負担額は一律 0 円であることから、同意書（委任状）の提出により本市への納入を省略することができます。

同意書（委任状）の提出がない場合は、徴収金相当分を一度川崎市に納入していただき、同額を小児医療費助成で払い戻しをすることとなりますので、同意書（委任状）の提出に御協力ください。

【未熟児養育医療費の負担割合イメージ図】

A 加入する公的医療保険の負担 8 割	B 未熟児養育医療給付分	
	C 徴収金相当分	2 割

7. 手続きの流れ

STEP 1 【申請者→区担当 養育医療給付の申請】

申請者は対象児の保護者（父母どちらか）が「2. 申請に必要な書類」をそろえて、対象児がお住まいの区の地域みまもり支援センター児童家庭課に申請します。

※代理の方が申請する際は、保護者の認印のある委任状が必要です。

STEP 2 【区担当→申請者 養育医療券の送付】

受理後、児童家庭課で審査の上、認定となった方へ養育医療券を送付します。通常は受理後 1～2 週間で送付しておりますが、書類不備の場合等は遅れる場合があります。

※審査の結果、認定とならなかった方へも、その旨の通知を行います。

STEP 3 【申請者→医療機関 養育医療券の提出】

受け取り次第、入院している医療機関へ養育医療券を提出してください。

8. 継続・変更申請について

養育医療券に記載の有効期間を超えて入院の継続が必要な場合や転院が必要な場合には、有効期間内に、養育医療給付（継続・変更）申請書と新しく養育医療意見書の提出が必要となります。なお、転院の場合には、転院先の医療機関の医師が新しい養育医療意見書を作成することとなります。

※継続申請は、最長 1 歳の誕生日の前々日までの期間における延長のみですので御注意ください。

9. その他に届出等が必要な場合

次の場合は、別途届出等が必要となります。対象児がお住まいの区の地域みまもり支援センター児童家庭課に届出等をしてください。(届出の様式は各区地域みまもり支援センター児童家庭課で配布しています。)

内容	届出等の様式
・当該未熟児の死亡 ・養育医療給付の中止 ・当該未熟児の転居 ・当該未熟児が加入する公的医療保険の変更	変更届
・医療券の紛失・破損	養育医療券再交付申請書

10. 書類提出・問い合わせ先

窓口	住所	電話（０４４）
川崎区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課	〒２１０－８５７０ 川崎市川崎区東田町８	２０１－３２１９
幸区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課	〒２１２－８５７０ 川崎市幸区戸手本町１－１１－１	５５６－６６８８
中原区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課	〒２１１－８５７０ 川崎市中原区小杉町３－２４５	７４４－３２６３
高津区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課	〒２１３－８５７０ 川崎市高津区下作延２－８－１	８６１－３２５０
宮前区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課	〒２１６－８５７０ 川崎市宮前区宮前平２－２０－５	８５６－３２５８
多摩区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課	〒２１４－８５７０ 川崎市多摩区登戸１７７５－１	９３５－３２９７
麻生区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課	〒２１５－８５７０ 川崎市麻生区万福寺１－５－１	９６５－５１５８

参考 令和３年７月１日～適用 徴収金額表

※同意書（委任状）の提出により実際に納入する必要はありません。

税額等による世帯階層区分			基本額（月額）	加算額（月額）
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）による支援給付受給世帯		0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600 円	260 円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯		5,400 円	540 円
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の年額が次の額である世帯	15,000 円以下	7,900 円	790 円
D 2		15,001 円から 21,000 円まで	10,800 円	1,080 円
D 3		21,001 円から 51,000 円まで	16,200 円	1,620 円
D 4		51,001 円から 87,000 円まで	22,400 円	2,240 円
D 5		87,001 円から 171,300 円まで	34,800 円	3,480 円
D 6		171,301 円から 252,100 円まで	49,400 円	4,940 円
D 7		252,101 円から 342,100 円まで	65,000 円	6,500 円
D 8		342,101 円から 450,100 円まで	82,400 円	8,240 円
D 9		450,101 円から 579,000 円まで	102,000 円	10,200 円
D 10		579,001 円から 700,900 円まで	123,400 円	12,340 円
D 11		700,901 円から 849,000 円まで	147,000 円	14,700 円
D 12		849,001 円から 1,041,000 円まで	172,500 円	17,250 円
D 13		1,041,001 円から 1,222,500 円まで	199,900 円	19,990 円
D 14		1,222,501 円から 1,423,500 円まで	229,400 円	22,940 円
D 15		1,423,501 円以上	全額	全額の 10%に相当する額。ただし、26,300 円に満たない場合は 26,300 円とする。

備考

１ この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、D 1～D 15 階層における「所得割」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8 並びに附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しないものとする。）をいう。この場合において、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得

た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表における階層区分は、措置を受けた乳児及びその乳児の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した市町村民税の所得割の額によるものとする。

3 当該年度分の市町村民税が確定していない場合の取扱いについては、これが確定するまでの期間は、前年度分の市町村民税によるものとする。

4 徴収金は、措置を受けた乳児及びその扶養義務者の属する世帯の階層区分に応じて、基本額（月額）の欄に定める額とする。

5 同一月内に同一世帯の 2 人以上の乳児が措置を受けた場合には、4 により算定した額（月の途中で措置が開始され、又は終了したときは、4 及び 7 により算定した額）が最も高額となる乳児以外の乳児に係る徴収金は、この表の加算額（月額）の欄に定める額とする。

6 養育医療の給付の措置のほか、児童福祉法による療育の給付を受けている児童が同一世帯に属している場合は、いずれかの措置に係る徴収金が最も高額となる児童以外の乳児に係る徴収金は、この表の加算額（月額）の欄に定める額とする。

7 月の途中で措置が開始され、又は終了した場合の当該月の分の徴収金は、次の算式により算定した額とする。

4 から 6 までにより算定した額 $\times$ （当該月の入院の実日数 / 当該月の実日数）

8 4 から 7 までにより算定した額が、措置に要する費用を超えるときは、当該費用を徴収金とする。

9 4 から 7 までにより算定した徴収金の額に 10 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

10 この表の D15 階層における「全額」とは、当該児童の措置に要した費用の額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定により保険者等が負担すべき費用の額（高額療養費の支給が行われた場合は、これが行われなかったものとして算出した額）を控除した額の月額をいう。

11 次の各号のいずれかに該当する者については、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、その者の前年（1 月から 6 月までに養育医療の給付を受けた場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）の所得の額（同項第 13 号に規定する額をいう。以下同じ。）が同法第 295 条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、当該市町村民税が課されないものとして取り扱う。

（1）婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族（地方税法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）その他その者と生計を一にする子（前年の所得の額が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 86 条第 1 項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者（地方税法第 292 条第 1 項第 7 号に規定する同一生計配偶者をいう。）又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）をいう。）を有するもの

（2）婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得の額が基礎控除額以下である子をいう。）を有し、かつ、前年の所得の額が 500 万円以下であるもの

12 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税が課されないものとなる者以外の者に係るこの表における世帯の階層区分は、前項第 1 号に掲げる者を地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イに規定する寡婦と、前項第 2 号に掲げる者を同条第 1 項第 12 号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額によるものとして取り扱う。